戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について(解説)



目次	
1. 景観づくり推進地区とは (1) 景観づくり推進地区·······	1
(2)地区の指定に伴う行為の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について	
(1)地区の名称・指定年月日(施行日)	3
(2)地区の区域	3
(3) 景観づくりの目標	3
3. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画について	
(1)計画の名称・策定年月日(施行日)	4
(2) 景観づくりの方針	4
(3) 景観づくりの基準	5

1. 景観づくり推進地区とは

(1)景観づくり推進地区

戸田市都市景観条例に基づき、拠点的な地区やシンボルロード沿道など、戸田の顔となるような地区について、市が主体となって重点的に地区の特性を活かした景観づくりを推進するために、その地区を「景観づくり推進地区」として指定することができます。

景観づくり推進地区では、景観づくり推進計画に沿った様々な景観づくりの取組みを、積極的 に進めていきます。

◆景観づくり推進地区に関するQ&A

Q&A

景観づくり推進地区に指定するメリットは?

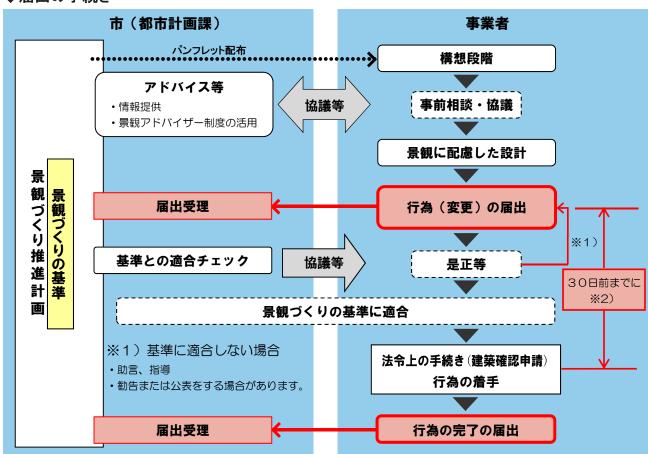
- ○景観づくりの目標や方針に沿った、公共空間の景観づくり事業や、その他景観づくりの活動が推進しやすくなります。
- ○景観づくり推進計画の基準に沿って、行為の届出をしていただくことにより、地区の景観 にふさわしい建築物等の景観づくりが誘導しやすくなります。

(2)地区の指定に伴う行為の届出

地区の指定を受け、景観づくり推進計画を定めると、規模を問わず建築物・工作物・広告物などの新築等の際は、事前に行為の届出が必要になります。

できるだけ早い段階で相談していただくことで、景観面からも事業面からもより良い設計を行うことが可能となります。

◆届出の手続き



※2) 法令上の手続き(建築確認申請)を要する場合は、その手続きを行う日の30日前までに、法令上の手続きを要しない場合は、行為に着手する日の30日前までに届出してください。

◆届出対象行為

景観づくり推進地区内で次の行為を行う際は、事前に行為の届出が必要になります。

建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は模様替、外観の過半にわたる色彩の変更
- VIC 1.0	新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は模様替、外観の過半にわたる色彩の変更
工作物	【例】 ○煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの ○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ○石油、ガス等を貯蔵する施設 ○高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋、水門 ○立体駐車場及び駐輪場 ○公衆電話、バス停留所、標識、モニュメントその他これらに類するもの ○防犯灯及び照明灯 ○垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ○日よけ、雨よけその他これらに類するもの
広告物	表示、移転、内容変更
その他	市長が景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為

◆行為の届出に関するQ&A

Q&A

基準と合っていない場合は直さなければいけないの?

- ○今ある建物などで基準と合っていない場合でも、上記の表に示す行為を行わない 場合、直ちに現状を変更する必要はありません。
- 〇建替えなどを行う際に、できる限り工夫して、地区の景観と調和を図っていただ くことを想定しています。

Q&A

自由にデザインすることはできないの?

- 〇基準は個々の建築等の創意工夫を引き出すためのものであり、周辺の景観との調和の中で優れたデザインの建物が増えていくことを期待するものです。
- 〇戸田市では景観アドバイザー制度を設けており、デザインや設計について専門的 なアドバイスを受けることができます。

2. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について

(1)地区の名称・指定年月日(施行日)

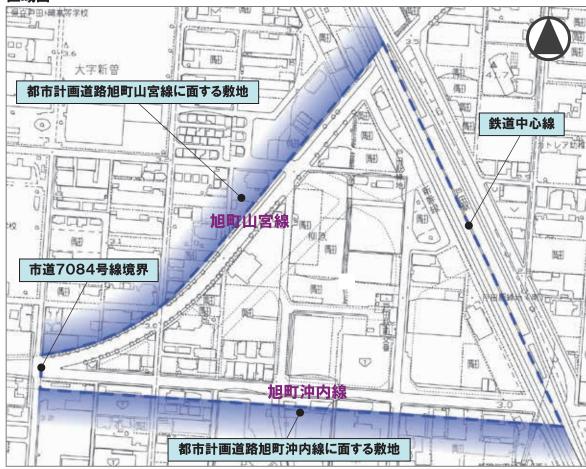
戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

平成26年8月25日指定(平成26年11月26日施行)

(2)地区の区域

区域図のとおり

区域図



(3)景観づくりの目標

人々が集い、多様な交流が生まれる景観づくり

戸田市の玄関口である地区の立地特性を踏まえ、多くの人が集まる「にぎわいのある交流拠点」にふさわしい、魅力ある景観づくりを目指します。

品格があり、緑がうるおう景観づくり

戸田市の文化・教育・行政等の中心としての品格やにぎわい、多様な緑のうるおいが感じられるまち並み景観づくりを目指します。

3. 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画について

(1)計画の名称・策定年月日(施行日)

戸田駅西口周辺景観づくり推進地区景観づくり推進計画

平成26年8月25日策定(平成26年11月26日施行)

(2)景観づくりの方針

ゆとりや安らぎを感じる、まちの顔となる駅前づくり

戸田市の玄関口として、多くの人が多様な交流を享受でき、ゆとりや安らぎを感じられる魅力ある駅前づくりを誘導します。

にぎわいと品格のある表情が感じられるまち並みづくり

行き交う人がにぎわいとともに、節度を感じられるまち並み景観づくりを 誘導します。

まちにふさわしい四季の表情のある緑の演出

公共空間等における緑の骨格と一体となった、四季の彩りある表情が感じられる多様な緑の演出を誘導します。

(3)景観づくりの基準

●建築物などの色彩

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。なお、色彩のトーン(明度及び彩度)は、彩りシグナルによります。

			基準の内容							
	共通基準		まち並みや通りの色彩の連続性や緑との調和に配慮し、落ち着きのある色彩を基調としながら、品格のある色調のまち並み形成に努める。							
		色相	_							
建築物	基調色	明度	中~高(彩りシグナルによる)							
の壁面		彩度	低(彩りシグナルによる)							
•		位置	低層部(※1)の壁面とする。							
工作物	アクセント	面積	• 各立面の総面積は、低層部の面積の1/10以下とする。							
の外装	カラー	山竹	• 各立面の1箇所当たりの面積は、低層部の面積の1/20以下とする。							
		彩度	_							
	全相 建築物の屋根 明度		_							
建築物			低~中(彩りシグナルによる)							
彩度		彩度	低~中(彩りシグナルによる)							

※1 地表面からの高さが6m以下の部分

《適用除外》

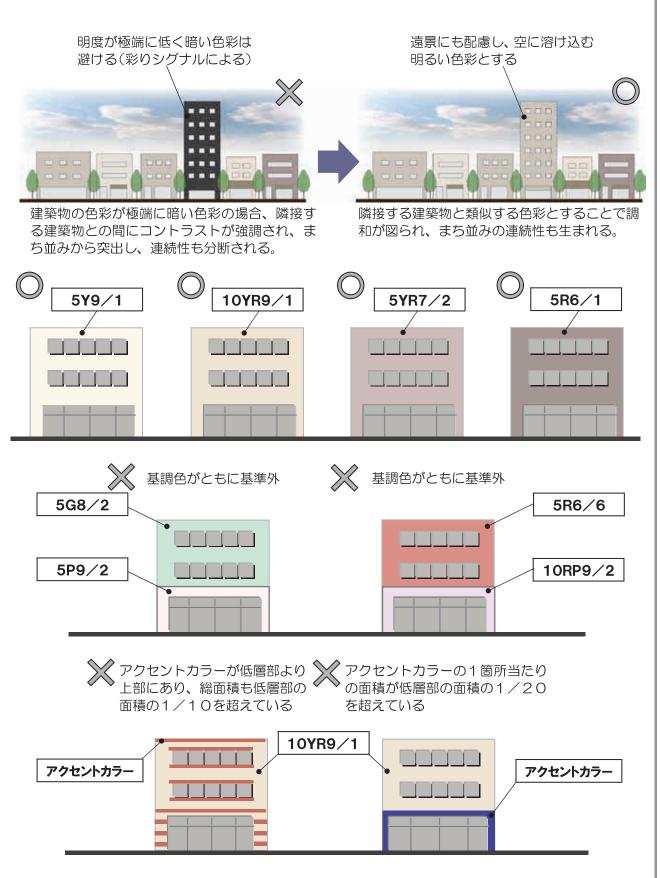
- ●天然の素材色(着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩)で、景観上支障がないと認められるもの
- •他の法令で色彩が規定されているもの(主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの)
- •その他景観上支障がないと市長が認めるもの

彩りシグナル

	\ -		色相	1.25R ~ 6.24R	6.25R ~ 8.74R	8.75R ~ 1.24YR	1.25YR ~ 3.74YR	3.75YR ~ 6.24YR	6.25YR ~ 8.74YR	8.75YR ~ 1.24Y	1.25Y ~ 3.74Y	3.75Y ~ 8.74Y	8.75Y ~ 1.24GY	1.25GY ~ 3.74GY	3.75GY ~ 6.24GY	6.25GY ~ 1.24B	1.25B ~ 6.24B	6.25B ~ 8.74B	8.75B ~ 1.24PB	1.25PB ~ 3.74PB	3.75PB ~ 8.74PB	8.75PB ~ 1.24P	1.25P ~ 6.74P	6.75P ~ 3.74RP	3.75RP ~ 1.24R
		高明度	明度	8.0以上																					
	1	低彩度	彩度	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	1.25 以下	125 以下	1.75 以下	1.75 以下	1.75 以下	1.25 以下	1.25 以下	0.75 以下											
1	低彩	中明度	明度											.01以上8.0	未満										
1	度色	低彩度	彩度	125 以下	2.25 以下	225 以下	2.75 以下	35 以下	35 以下	3.5 以下	225 以下	1.75 以下	1.75 以下	125 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	125 以下	125 以下	1.25 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下
	1	低明度	明度		77310.00.00.00			8.20.000	3/8.3/2000			-5:02-02:03:03		5.0未清	ŧ			()2-1/3 (32/-)							17-1-18-50-
	1	低彩度	彩度	125 以下	35 以下	4.5 以下	45 以下	45 以下	45 以下	55 以下	35 以下	1.75 以下	1.75 以下	1.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	125 以下	125 以下	1.25 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下	0.75 以下
		高明度	明度						,,,,,,					8.0以上											
		中彩度	彩度	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	125を 超え 225以下	125を 超え 35以下	1.75を 超え 35以下	1.75を 超え 35以下	1.75を 超え 3.5以下	125を 超え 2.75以下	1.25を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 2.25以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.25以下
	中	中明度	明度		77316 - 1,2332			8.300-0-0-000	3/8.3/2002	2-1/2/2004		-51102-1/8/31	5	0.8土火10.	未満			-02-03-020-			322-2-3722-3				
1	42	中彩度	彩度	125を 超え 225以下	2.25を 超え 4.5以下	225を 超え 45以下	2.75を 超え 4.5以下	35を 超え 55以下	3.5を 超え 5.5以下	35を 超え 55以下	35を 超え 45以下	1.75を 超え 2.75以下	1.75を 超え 2.75以下	125を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 2.25以下	125を 超え 225以下	1.25を 超え 3.5以下	125を 超え 225以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.25以下	0.75を 超え 225以下
		低明度	明度																						
		中彩度	彩度	125を 超え 35以下	3.5を 超え 6.0以下	4.5を 超え 6.0以下	45を 超え 6.0以下	45を 超え 6.0以下	45を 超え 6.0以下	55を 超え 6.0以下	35を 超え 6.0以下	1.75を 超え 3.5以下	1.75を 超え 2.75以下	1.75を 超え 2.75以下	0.75を 超え 225以下	0.75を 超え 2.25以下	0.75を 超え 2.25以下	0.75を 超え 2.75以下	125を 超え 35以下	1.25を 超え 45以下	125を 超え 35以下	0.75を 超え 2.25以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 1.75以下	0.75を 超え 2.75以下
1	高彩度 上記以外のトーン																								

=解説=

• この基準は、まち並みに大きな影響を与える色彩について、低層部のにぎわい創出とともに、明るく、 品格のあるまち並みづくりのために設定したものです。



●広告物

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。ただし、地区の景観を損なわないと認められる場合にはこの限りではありません。

		基準の内容
共通基準	一般事項	広告物の過剰な設置を避け、効率的な配置や集約化、必要最小限の 設置を心がけるものとする。
大炮举牛	地色(※1)	彩度6以下とする。ただし、切り文字又は箱文字とするもの、窓の内側 に設置するもの、表示面積が1㎡以下のものは、この限りでない。
	屋上利用広告物	 自家広告物に限定する。 建築物本体と一体的に見えるよう、建築物の壁面と広告物の表示面をそろえる。ただし、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。 広告物自体の高さは、3m以下とする。 総表示面積は、20m以下とする。
種類別 基準	壁面利用広告物・ 突出し広告物・ 立看板・広告旗等	壁面利用広告物、突出し広告物の設置位置は、3階以下とする。ただし、壁面利用広告物で、切り文字又は箱文字とするものは、この限りでない。各立面の総表示面積は、各立面の面積の1/10以下とする。
	窓の内側に設置する広告物(※2)	1・2階の面積は、設置する窓又は開口部の1/2以下とする。 3階以上の面積は、設置する窓又は開口部の1/3以下とする。
	独立広告物	地表面から上端までの高さは、6m以下とする。
	デジタルサイネージ (※3)	地表面から上端までの高さは、6m以下、かつ、面積を5m以下とする。
	その他	過剰なグラフィックやフィギュア広告又は激しく点滅・動光する照明を伴 うものは避ける。

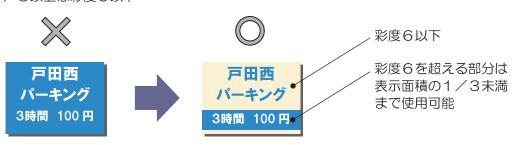
- ※1 表示面積の1/3以上を占める色彩
- ※2 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は内側に設置して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
- ※3 屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置で、屋外の公衆に静止画や動画により案内情報や広告などを表示するもの

=解説=

● この基準は、まち並みに大きな影響を与える広告物について、過剰な色彩の設置を避けるとともに、 低層部ににぎわいと、品格のあるまち並みづくりのために設定したものです。

地色

表示面積の1/3以上は彩度6以下



屋上利用広告物

- 自家広告物に限る
- ・建築物本体と一体的に見えるよう、 壁面と広告物の表示面をそろえる





●花や緑

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。

基準の内容

- 公共空間における街路樹や植栽等と連続・調和するよう、交差点に面する部分や道路境界部等を中心として敷地内の緑化に努める。
- 店先や建築物の入口部分などでは、プランター、ハンギングバスケット、壁面緑化等の多様な花や緑による魅力ある通りをつくるよう努める。

=解説=

● この基準は、ゆとりやうるおいのある景観づくりのため、通りから見える部分を花や緑によって積極的に演出していくために設定したものです。



エントランスに配置されたシンボルツリーがまちかどに緑の景観をつくり出している。



交差点に面する敷地内と壁面を緑化することにより、 やわらかさとうるおいを与えている。(戸田市)





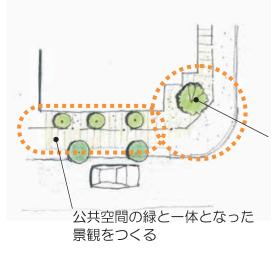
入口部分にプランターを配置し、彩りを演出している。



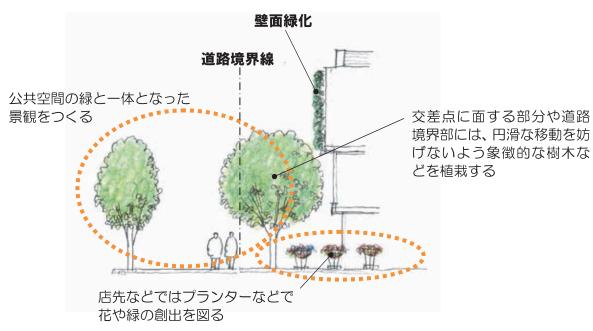
敷地内に高木を配置し、まち並みに表情を持たせている。



壁面を緑化し、通りにうるおいを与えている。



交差点に面する部分や道路境界部には、 円滑な移動を妨げないよう象徴的な樹木などを植栽する



●駐車場·駐輪場

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。

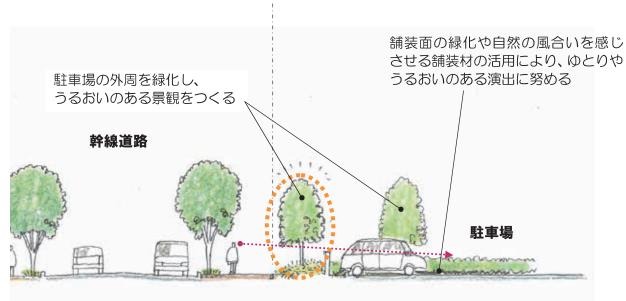
基準の内容

- 自然素材を活用した柵の設置、周囲の緑化等によって、無機質感を軽減し、うるおいのあるまち並みづくりに努める。
- 舗装面の一部緑化や自然の風合いを感じさせる舗装材の活用等によって、ゆとりやうるおいのあるまち 並みづくりに努める。
- 立体駐車場を設置する場合は、壁面緑化やルーバー等によって、周辺への圧迫感や無機質感を軽減するよう努める。

=解説=

• この基準は、駐車場・駐輪場について、ゆとりやうるおいのあるまち並みづくりのために設定したものです。

道路境界線





外周を緑化し、うるおいを与えている。



景観に配慮した柵と緑化によって修景している。

●屋外設備等

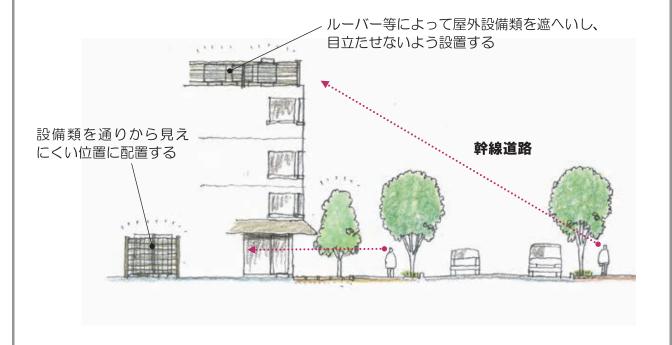
◆ 以下の基準を満たすものとしてください。

基準の内容

• ルーバー等による遮へいによって、屋外設備等が露出して見えないよう努める。

=解説=

• この基準は、屋外設備等について、周辺の景観を阻害しないよう修景するために設定したものです。





屋上設備を遮へいし、屋上をすっきりとさせている。(戸田市)



屋外階段を遮へいして、通りの景観に配慮している。

●道路境界部・建築物の1階部分のしつらえ

◆ 以下の基準を満たすものとしてください。

基準の内容

- 建築物の1階部分は、自然素材の活用や開放的なしつらえ等により、歩行者が快適性を感じる演出に努める。
- 塀や柵を設置する場合は、透過性のあるものや自然素材の活用により、通りに圧迫感や無機質感を与えないよう努める。

=解説=

● この基準は、敷地の道路際の空間や建築物の1階部分など、歩行者の目に付きやすい部分について、 積極的に魅力的なしつらえを工夫するために設定したものです。





(戸田市) 店舗の入口にプランターを置くなどして、まち並みに表情を与えている。



歩道空間と連続した空間の確保や調和した舗装材によって、ゆとりのある景観を創出している。



色彩に配慮された透過性のある柵によって、敷地内の緑との連続性を生み出している。



問い合わせ先 戸田市 都市計画課 都市景観担当 〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1 tel.048-441-1800 (内線 320)